

確認No.

施設No.

様式第1号 (第2条関係)

確認年月日	年 月 日	確認番号	第 一 号	受付印
起案	・ 決裁	・	公開の状況 部分公開 情報公開条例第10条第 号に該当	手数料収納確認印
所長	主幹	係長 (主査)	係	
			分類 06・26・03・03・ 保存 常用1年	¥
(同) 上記の届出に基づきその構造設備等について 検査したところ、 <u>理容師法第12条</u> <u>美容師法第13条</u> の規定に適合することを確認したので、検査確認証を交付 してよろしいか。			新規 廃業新願 (名義変更・構造変更)	
			検査確認証 割 印	確認 欄
			抄本等	

※太わくの中だけ書いてください。

理 ・ 美 容 所 開 設 届

年 月 日

神戸市保健所長 宛

次のとおり 理容所 美容所 を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。
美容師法第11条第1項

開 設 者	住 所 <small>(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	電話 () -
	ふりがな 氏 名 <small>(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)</small>	⑩ 年 月 日生
理 ・ 美 容 所	ふりがな 名 称	
	所 在 地	神戸市 区 電話 -
	開設予定年月日	年 月 日

添付書類

(☆印の書類については、照合した後に返却しますので、必ず原本を添付してください。)

- ☆ (1) 理・美容師の免許証
- (2) 理・美容師につき、結核及び皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
- ☆ (3) 管理理・美容師にあつては、資格を有することを証する書類 (講習会の修了証書)
- ☆ (4) 開設者が外国人である場合は、住民票の写し (住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)
- ☆ (5) 法人にあつては、定款若しくは寄附行為の写し又は登記簿の抄本
- (6) 水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、保健所長が衛生上必要があると認める書類

注意 1 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
2 個人が届出する場合において、当該本人が自署するとき及び法人が届出をする場合は、押印は不要です。

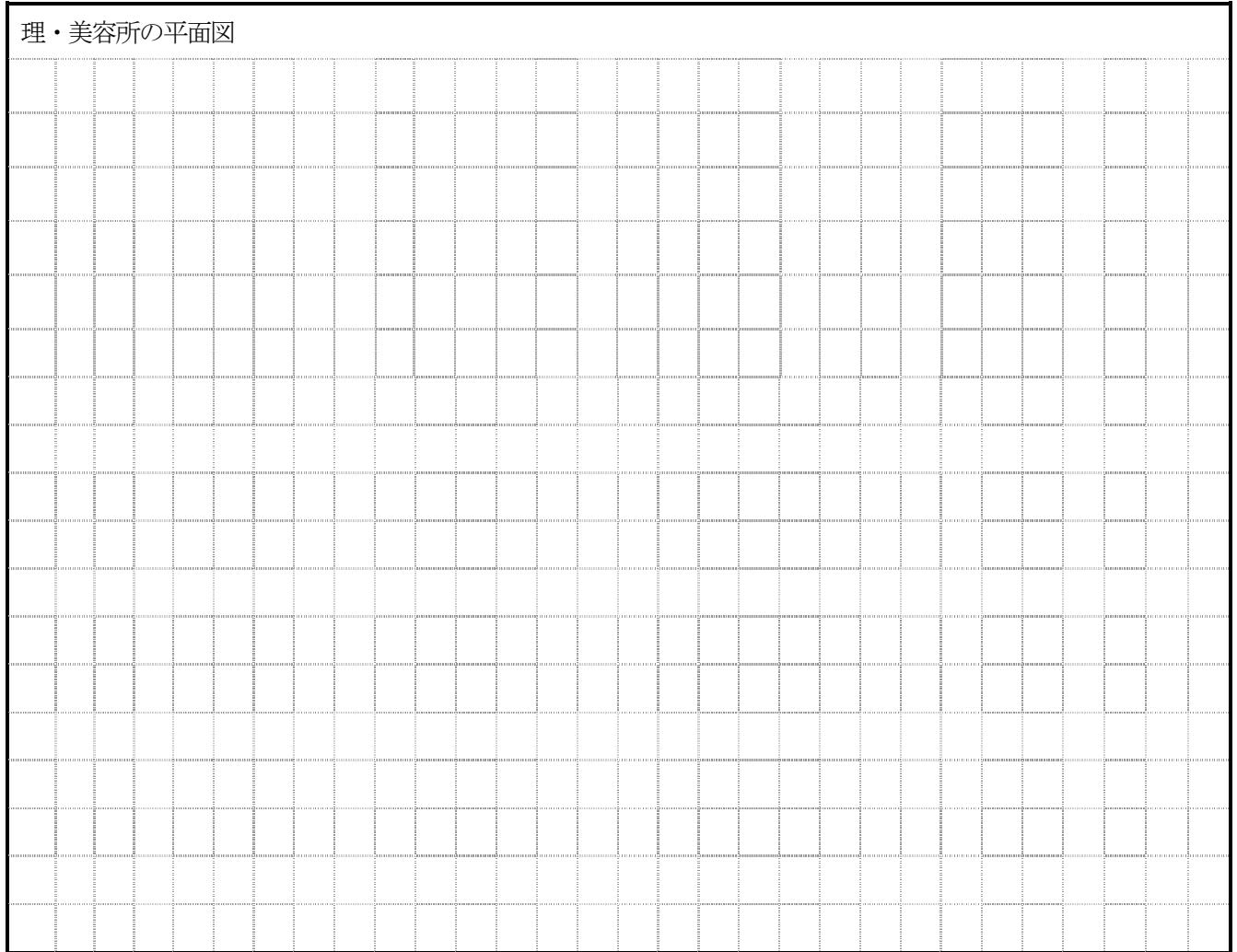
付近の見取り図

N 4

理・美容所構造及び設備の概要

建物の構造	鉄筋・簡易耐火・木造・その他（ ） 階建て 階部分			
外部との区分	隔壁（壁・その他 ）により区分			
床及び腰板	床	（不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造とすること。） コンクリート・タイル・リノリューム・板・その他（ ）		
	腰板	（不浸透性材料を使用すること。） コンクリート・タイル・リノリューム・板・その他（ ）		
換気	室内空気を汚染する構造の 燃焼器具 有 暖房器具・消毒器具 その他（ ） ・ 無			
	（室内空気を汚染する構造の燃焼器具がある場合には、換気上有効な機械換気設備を設けること。） 機械換気設備 有（換気能力 $m^3/時間$ ） ・ 無			
待合所	有 ・ 無	作業場との区分 （ついでに・ショーケース・その他 ）により区分		
作業場	床面積	（作業いす2脚までは9.9 m^2 以上とし、作業いす2脚を超えて1脚増すごとに理容所は2.5 m^2 以上を、美容所は1.65 m^2 以上を増すこと。） m^2		
	作業いす	脚		
	洗髪設備	（温水を供給することができる流水式洗髪設備を設けること。） か所（うち 前洗面 か所）		
	照度	作業面（100ルクス以上とすること。） ルクス		
	消毒	場所	（器具を消毒する場所を設けること。） 有 ・ 無	
		方法	(1) かみそり（専ら頭髮を切断する用途に使用されるものを除く。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒 煮沸・エタノール水溶液・次亜塩素酸ナトリウム水溶液	
	流水式手洗い設備	(1)に揚げる器具以外の器具に係る消毒 紫外線・煮沸・湿熱・エタノール水溶液・次亜塩素酸ナトリウム・ 逆性石けん・グルコン酸クロロヘキシジン・両性界面活性剤		
		容器又は戸棚	（客に接する布片、紙片、消毒済みの器具等を収納することができる容器又は戸棚を設けること。） 容器 個 戸棚 個 未消毒と既消毒の区分 有 ・ 無	
	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱	汚物箱 個	毛髪箱 個	
	使用水	上水道水 井戸水・その他（ ）（飲用に適する旨の確認を受けておくこと。）		
薬品及び衛生材料	（外傷に対する応急措置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。） 有 ・ 無			

自動車に設備を設けて理・美容の業を行う理・美容所の場合	換気	(換気上有効な機械換気設備を設けること。)		
		機械換気設備	有 (換気能力 $\text{m}^3/\text{時間}$)	・ 無
	給水タンク	(飲用に適する水を供給する 200 リットル以上の給水タンクを設けること。)		
		給水タンク	有 (容量 リットル)	・ 無
	排水タンク	(給水タンクと同容量以上の排水タンクを設けること。)		
		排水タンク	有 (容量 リットル)	・ 無
	作業場の床の固定	(作業場の床は、作業中は支柱その他の設備により水平に固定しておくこと。)		
		固定設備	有 (支柱 ・ その他)	・ 無



調査復命欄		
調査日	調査状況等	調査者
・		
・		
・		
備考		

